

亀山市告示第194号

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年12月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱（令和5年亀山市告示第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
(支援金の交付対象者等)			(支援金の交付対象者等)		
第4条 [略]			第4条 [略]		
[2 略]			[2 略]		
3 支援金の額は、次の表の左欄に掲げる医療機関ごとに、同表の中欄に掲げる取組内容に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。			3 支援金の額は、次の表の左欄に掲げる医療機関ごとに、同表の中欄に掲げる取組内容に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。		
医療機関	取組内容	支援金の額	医療機関	取組内容	支援金の額
病院	特別な接種体制を確保し、1日につき <u>30回</u> 以上の個別接種を1日以上達成する週が対象期間	(1) 医師1人につき1時間当たり7,550円 (2) 看護師等	病院	特別な接種体制を確保し、1日につき <u>50回</u> 以上の個別接種を1日以上達成する週が対象期間	(1) 医師1人につき1時間当たり7,550円 (2) 看護師等

	内に4週以上あるもの	1人につき 1時間当たり 2,760 円		内に4週以上あるもの	1人につき 1時間当たり 2,760 円
診療 所	60回以上の個別接種を達成する週が対象期間内に4週以上あるもの（ただし、それぞれの週において、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意すること。）	個別接種1回につき2,000 円	診療 所	100回以上の個別接種を達成する週が対象期間内に4週以上あるもの（ただし、それぞれの週において、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意すること。）	個別接種1回につき2,000 円
備考 表中の [] の記載は注記である。					

別記様式中「※支援の対象とならない日（特別体制を敷いていない日、50回以上を達成していない日）の接種数を記載する必要はありません。」を削り、「50回」を「30回」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱の規定は、令和5年11月6日以後に行った新型コロナウイルスワクチンの個別接種（以下「個別接種」という。）について適用し、同日前に行った個別接種については、なお従前の例による。